

一般送配電事業の中立性確保に関する規程（個別規程）

規程 2005年4月1日制定

2024年4月16日改正（第11次改正）

管理箇所：総務部

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は電気事業法、電気事業法施行規則および適正な電力取引についての指針（公正取引委員会、経済産業省制定）に基づき、当社が講じる体制の整備およびその他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を定めることにより、一般送配電事業の中立性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 規程における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- 1 「託送供給等業務」とは、託送供給および電力量調整供給の業務をいう。
- 2 「送配電等業務」とは、託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務をいう。
- 3 「一般送配電等業務」とは、送配電等業務その他その一般送配電事業の業務をいう。
- 4 「特定送配電等業務」とは、非公開情報を入手することができる業務または送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得る業務をいう。
- 5 「電気供給事業者」とは、当社と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に電気を供給する事業を営もうと意図している者を含む。）をいう。
- 6 「関連情報」とは、託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報および電気の使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る公表されていないものをいう。
- 7 「非公開情報」とは、託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- 8 「特定関係事業者」とは、次の者をいう。
 - (1) 中部電力株式会社（以下、「中部電力」という。）
 - (2) 中部電力の子会社等のうち小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者である者
 - (3) 中部電力の子会社等のうち小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者である子会社等を持つ者
- 9 「特殊の関係のある者」とは、次の者をいう。
 - (1) 特定関係事業者の子会社等および関連会社
 - (2) 特定関係事業者の議決権を主要株主基準値以上保有する者

- 10 「職員」とは、取締役を除く役付執行役員、役付執行役員待遇、執行役員、執行役員待遇、従業員（社員、シニア社員、試用社員、嘱託員、アシスト・スタッフ、臨時員）をいう。
- 11 「従事者」とは、上記職員に派遣社員を加えたものいう。
- 12 「特定関係事業者の取締役等」とは、取締役、執行役、その他業務を執行する役員をいう。
- 13 「情報連絡窓口」とは、ネットワークサービスセンター託送運営グループおよび託送料金グループならびに中央給電指令所をいう
- 14 「行為規制」とは、電気事業法等に定められた、一般送配電事業の中立性を確保するために、事業者の行為を制限する規制をいう。

第2章 禁止行為

（関連情報の目的外利用の禁止）

第3条 関連情報を託送供給等業務および再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の目的以外のために利用または提供しないものとする。

- ② 情報連絡窓口提供された関連情報を特定関係事業者に伝達せざるを得ない場合、当該情報について情報の目的外利用がなされないよう、情報連絡窓口において発電者・需要者等の名称を符号化する。

（送配電等業務における差別的取扱いの禁止）

第4条 送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えないものとする。

（社名・商標・広告宣伝等）

第5条 特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある社名または商標を用いないものとする。ただし、商標については当社の商標と並記する場合は、この限りでない。

- ② 特定関係事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わないものとする。

（取引規制）

第6条 通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および当社と特殊の関係のある者と取引を行わないものとする。

（連携業務）

第7条 取締役および従事者は、特定関係事業者の業務を行わないものとする。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合は、この限りでない。

(委託規制)

第8条 送配電等業務を、特定関係事業者またはその子会社に委託しないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託の場合
- 2 受託者が、当社の子会社である場合
- 3 次のいずれにも該当しない場合
 - (1) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - (2) 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がある場合
 - (3) 受託者を公募することなく業務を委託することが、合理的な理由を欠く場合

(受託規制)

第9条 特定関係事業者から小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務を受託しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託の場合
 - 2 特定の電気供給事業者に対して、不当に差別的な扱いをしない受託の場合
- ② 当該業務を受託する場合、委託に応じ実施することが可能な業務の概要を公表し、合理的な範囲でその業務を受託する。

(兼職規制)

第10条 取締役は、特定関係事業者の取締役等または職員との兼職を、職員は特定関係事業者の取締役等との兼職を行わないものとする。ただし、当社において次の措置を講じる場合、または特定関係事業者において兼職者が小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じる場合は、この限りでない。

- 1 非公開情報を入手できないことを確保するための措置
 - 2 送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- ② 特定送配電等業務に従事する職員は、次のいずれかに該当する特定関係事業者の職員との兼職を行わないものとする。
- 1 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
 - 2 子会社等である小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ③ 当社と特定関係事業者の間で兼職を行う場合には、事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、その内容を公表するものとする。

(人事異動)

第11条 取締役については、退任後2年を経ずに、特定関係事業者の取締役等への就任を、または特定関係事業者において電力小売営業、電力取引、特定卸供給および電源開発計画の策定を行う部署への異動を行わないものとする。

- ② 情報連絡窓口および基幹系統計画の策定を行う部署の職員については、特定関係事業者の取締役等または前項で定める部署への直接の異動を行わないものとする。

第3章 体制の整備等

(体制の整備等)

第12条 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、以下の各号における措置を行う。

- 1 当社と特定関係事業者の執務室を物理的に区分し、入室制限等を行う。
- 2 (1)非公開情報を管理するシステムは、次の措置を講じる。
 - ア 当該システムにアクセスできる者を制限する措置
 - イ 当該システムにアクセスした者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを5年間保存する措置
 - ウ 上記イにおいて保存された記録について、上記アにおいて制限された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することができる措置(2)非公開情報を管理するシステムは、特定関係事業者と共用しない。

ただし、特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了するまでは、託送供給等業務および再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の目的以外のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたシステムとする。
- 3 非公開情報を管理するシステムの業務主管部署は、上記2(1)イにおいて保存された記録について、同(1)アにおいて制限された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認する。
- 4 社長は、情報管理推進者として情報管理体制の運営に責任を負うとともに、情報管理規程および関連する規程類に基づき、総務部長およびシステム部長を補佐として指名し、各室部・支社長・社長に直属するグループ・センターの長に対して、適切な情報管理を行うよう指示させる。
- 5 総務部および行為規制遵守責任者は、取締役および従事者に対して一般送配電等業務に関する情報の取扱いについて必要な研修を実施する。
- 6 情報連絡窓口は、託送供給等業務について、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業との取引および連絡調整の経緯およびその内容を記録し、これを5年間保存する。ただし、取引および連絡調整の経緯等が軽微なものは、この限りでない。
- 7 社長は、法令遵守責任者として法令遵守体制の運営に責任を負うとともに、コンプライアンス推進会議規程および関連する規程類に基づき、総務部長より各室部・支社長・社長に直属するグループの長に対して、法令遵守計画の整備・運用および執行状況の監視を行うよう指示させる。
- 8 非公開情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な利用もしくは提供がなされたこと、または託送供給および電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務において法令等に適合しない行為もしくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査および適正な対処を行う体制として、以下のとおり整備する。
 - (1) 社長は、行為規制遵守統括責任者として、行為規制遵守に対し責任を負う。
 - (2) 行為規制担当役員は、行為規制遵守統括責任者を補佐する。

- (3) 本社室部長、社長に直属するグループ・センター長および支社長を行為規制遵守責任者とし自身の所管する業務の行為規制遵守に対して責任を負う。
原則として年2回、当該部門および支社に係る行為規制等の遵守状況を行為規制遵守統括責任者および行為規制担当役員に報告する。ただし、経営に影響を及ぼす重要な事象が生じた場合は、行為規制遵守統括責任者および行為規制担当役員に対して、すみやかに報告する。
- (4) 各部署の所属長を行為規制遵守推進者として、自部署の行為規制遵守に対して責任を負う。
- (5) 本社および支社の総務担当部署は行為規制主管部署として、行為規制に係る業務を分掌する。
- (6) 中立性評価専門委員会は、行為規制等に係る体制および運用等を評価するとともに、取締役会へ諮問する。
- (7) 品質改革推進室は管理部門として、社長の指示に基づき、本社各室部、社長に直属するグループ・センターおよび支社の行為規制等の遵守状況に係る定期的なモニタリングを行うとともに、モニタリング結果を中立性評価専門委員会ならびに取締役会に諮問する。
中立性評価専門委員会並び取締役会の諮問結果をもとに本社各室部、社長に直属するグループ・センターおよび支社に対して、提言を行う。
- (8) 考査グループは、行為規制等遵守の体制および運用状況について監視し、その結果を取締役会、社長、監査役および中立性評価専門委員会に報告する。
- (9) この規程に反する行為または反するおそれのある行為の発生・発覚を早期に発見する目的で、複数の内部通報窓口を設置する。
- (10) 従事者は、この規程に反する行為が発生・発覚した場合は、行為規制遵守責任者および行為規制主管部署へ、速やかに報告する。

付 則

この規程は、2024年4月16日より施行する。